ロ　口述試験
平成二十一年十一月三十日　午前十時から午後五時まで
（状況により、一部受験者については、十一月三十日の午後五時以降又は十二月一日に行うこととする。）

三、受験手続
イ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求
受験願書及び筆記試験免除申請書（本年の筆記試験免除を受けようとする者に限る。）は、受験者の居住地を管轄する地方運輸局又は運輸監理部（居住地が沖縄県にある場合は内閣府沖縄総合事務局）において交付するので、請求すること。なお、郵便で請求する場合には、返信用の郵便切手百四十円を同封すること。
ロ　受験願書の出願
受験希望地を管轄する地方運輸局長又は神戸運輸監理部長（受験希望地が那覇市である場合は内閣府沖縄総合事務局長）に提出すること。なお、平成二十年の筆記試験合格者であって、本年の筆記試験について免除を受けようとする場合は、国土交通大臣に提出すること。
なお、郵送で提出する場合には、書留郵便とし、返信用の郵便切手八十円を同封すること。
ハ　受験願書の出願期間
平成二十一年八月十日から平成二十一年九月四日まで（郵送の場合は九月四日消印有効）
ニ　受験手数料
受験願書に六千八百円の収入印紙を貼付すること（消印はしない）。
ホ　筆記試験の免除
平成二十年の筆記試験に合格し、口述試験に不合格となった者が本年受験する場合には、受験願書に筆記試験免除申請書を添えて提出することにより、本年の筆記試験は免除され、直接口述試験を受験することができます。
ヘ　受験願書（筆記試験免除申請書）の請求及び出願先

| | |
|---|---|
| 北海道運輸局海事振興部旅客船課 | 小樽市港町五番三号　小樽港湾合同庁舎（郵便番号〇四七―〇〇〇七）　電話〇一三四―二七―七一七六 |
| 東北運輸局海事振興部海事産業課 | 仙台市宮城野区鉄砲町一番地　仙台第四合同庁舎（郵便番号九八三―八五三七）　電話〇二二―七九一―七五一二 |
| 関東運輸局海事振興部旅客課 | 横浜市中区北仲通五丁目五七番地　横浜第二合同庁舎（郵便番号二三一―八四三三）　電話〇四五―二一一―七二一四 |
| 北陸信越運輸局海事部海事産業課 | 新潟市中央区万代二丁目二番一号（郵便番号九五〇―八五三七）　電話〇二五―二四四―六一一三 |
| 中部運輸局海事振興部旅客課 | 名古屋市中区三の丸二丁目二番一号　名古屋合同庁舎第一号館（郵便番号四六〇―八五二八）　電話〇五二―九五二―八〇一三 |
| 近畿運輸局海事振興部旅客課 | 大阪市中央区大手前四丁目一番七六号　大阪合同庁舎第四号館（郵便番号五四〇―八五五八）　電話〇六―六九四九―六四一六 |
| 神戸運輸監理部海事振興部旅客課 | 神戸市中央区波止場町一番一号　神戸第二地方合同庁舎（郵便番号六五〇―〇〇四二）　電話〇七八―三二一―三一四六 |
| 中国運輸局海事振興部旅客課 | 広島市中区上八丁堀六丁目三〇番地　広島合同庁舎四号館（郵便番号七三〇―八五四四）　電話〇八二―二二八―三六七九 |
| 四国運輸局海事振興部旅客課 | 高松市朝日新町一番三〇号　高松港湾合同庁舎（郵便番号七六〇―〇〇六四）　電話〇八七―八二五―一一八二 |
| 九州運輸局海事振興部旅客課 | 福岡市博多区博多駅東二丁目一番一号　福岡合同庁舎新館（郵便番号八一二―〇〇一三）　電話〇九二―四七二―三一一五五 |
| 内閣府沖縄総合事務局運輸部総務運航課 | 那覇市おもろまち二丁目一番一号　那覇第二地方合同庁舎二号館（郵便番号九〇〇―〇〇〇六）　電話〇九八―八六六―一八三六 |
| 国土交通省（本省）海事局海事人材政策課 | 東京都千代田区霞が関二丁目一番三号　中央合同庁舎三号館（郵便番号一〇〇―八九一八）　電話〇三―五二五三―八九四六 |

四、筆記試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を受験地を管轄する各地方運輸局、運輸監理部又は内閣府沖縄総合事務局に掲出するほか、口述試験受験案内を筆記試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
平成二十一年十月三十日
五、口述試験合格者の発表
イ　発表場所
受験番号を、官報で公示するほか、合格証書を口述試験合格者に送付する。
ロ　発表日時
口述試験終了後二十日以内

---

## 国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十一年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。
平成二十一年七月三十一日
国土地理院長　小牧　和雄
一、事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十一年七月八日
二、調査を実施する者の名称　国土地理院
三、調査地域

| | |
|---|---|
| 北海道 | 空知郡奈津江町 |
| 栃木県 | 日光市 |
| 埼玉県 | 日高市、比企郡ときがわ町 |
| 東京都 | 西多摩郡日の出町 |
| 長野県 | 松本市、須坂市、小諸市、東筑摩郡筑北村 |
| 岐阜県 | 高山市、土岐市、加茂郡白川町、可児郡御嵩町 |
| 静岡県 | 榛原郡川根本町 |
| 三重県 | 度会郡度会町 |
| 兵庫県 | 淡路市、たつの市、神崎郡神河町 |
| 和歌山県 | 有田郡湯浅町、日高郡印南町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町 |
| 島根県 | 浜田市、安来市 |
| 岡山県 | 真庭市 |
| 広島県 | 神石郡神石高原町 |
| 徳島県 | 那賀郡那賀町 |
| 香川県 | 仲多度郡多度津町 |
| 高知県 | 南国市 |
| 大分県 | 別府市 |

四、調査期間　国土交通大臣承認の日から平成十二年三月三十一日

# 公　告

## 諸　事　項

### 工場財団

島根県出雲市西郷町字小池718番地**ヒラタ精機株式会社**の工場財団に島根県出雲市西郷町字小池718番地ヒラタ精機株式会社の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成21年7月31日
松江地方法務局出雲支局

### 司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第3号の規定に基づき、平成21年7月25日に司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。
平成21年7月31日
横浜地方法務局長　紺野　清幸
記

| | |
|---|---|
| 氏名 | 櫻山仙次郎 |
| 所属する司法書士会 | 神奈川県司法書士会 |
| 登録番号 | 横浜第205号 |
| 事務所の所在地 | 神奈川県相模原市富士見5丁目21番21号　フローレオ淵野辺203 |
| 違反行為 | 業務停止期間中の業務行為等 |

### 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成21年4月1日から平成21年6月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第8号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。
平成21年7月31日
財務大臣　与謝野　馨